

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月29日
【事業年度】	第4期(自平成18年6月1日至平成19年5月31日)
【会社名】	三協・立山ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sankyo-Tateyama Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 藤木正和
【本店の所在の場所】	富山県高岡市早川70番地
【電話番号】	高岡局(0766)20-2122
【事務連絡者氏名】	経理部長 吉田安徳
【最寄りの連絡場所】	富山県高岡市早川70番地
【電話番号】	高岡局(0766)20-2122
【事務連絡者氏名】	経理部長 吉田安徳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年8月30日に提出いたしました第4期（自平成18年6月1日 至平成19年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(退職給付関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

注記事項

(退職給付関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>主要な連結子会社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金等を支払う場合があります。</p> <p>当連結会計年度に主要な連結子会社が加入していた三協アルミ企業年金基金と立山アルミ企業年金基金が合併し、「三協立山企業年金基金」となるとともに、新たなキャッシュバランス型の企業年金制度へ移行しました。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>主要な連結子会社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金等を支払う場合があります。</p>

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>主要な連結子会社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金等を支払う場合があります。</p> <p>当連結会計年度に主要な連結子会社が加入していた三協アルミ企業年金基金と立山アルミ企業年金基金が合併し、「三協立山企業年金基金」となるとともに、新たなキャッシュバランス型の企業年金制度へ移行しました。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>主要な連結子会社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金等を支払う場合があります。</p> <p>また、一部の連結子会社が加入する厚生年金基金は総合設立型であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付に係る会計基準(企業会計審議会：平成10年6月16日)注解12(複数事業主制度の企業年金について)により、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該年金基金の年金資産総額のうち、平成18年3月31日現在の掛金拠出割合を基準として計算した当社グループの年金資産額は、2,724百万円であります。</p>